

一人一人が“いじめ”と向き合う

教頭

「学校からいじめをなくそう」という取組が、全国の学校で進められています。本校でも、昨年の11月に「いじめゼロ集会」を開いたり、人権教育の一環として各学年が発達段階に応じた「人権に関するDVD」を見たりして、いじめ撲滅に向けた活動を進めてきました。

「いじめ」が絶対に許されない行為であることは言うまでもありません。しかし、「いじめはいけません！」と教育すれば「いじめ」がすぐになくなるかというと、そんな簡単なものではありません。まわりの大人達が、何となく感じる違和感や、子どもの悩んでいる姿を早期に察知し、「いじめの芽」が小さいうちに対応していくことが大切です。

ところで、保護者の皆様は、昨年の12月25日に「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が公布されたことをご存じですか。（条例の施行は、今年の4月1日からです。）

この条例は、いじめの根絶を目指して、「いじめをしない、させない、許さない。」との認識を県民が共有し、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりに、社会総がかりで取り組むため、行政、学校・校長・教職員、保護者・県民などが果たすべき役割を明らかにしています。また、いじめの未然防止、早期発見・対処に関する対策を総合的かつ効果的に推進していくことを定めています。

特に、保護者の皆様には、「第9条（保護者の責務）」について御理解いただきたく思いまして、本紙面をお借りして御紹介いたします。



茨城県いじめの根絶を目指す条例

第9条（保護者の責務）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、これを直ちにやめさせるとともに、当該児童生徒に対し、いじめを繰り返さないために必要な教育を行うよう努めるものとする。

4 保護者は、児童生徒の変化に気付き、迅速に対応するよう努めるものとする。

5 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、国、県、市町村、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止のための対策に協力するよう努めるものとする。

（参考）茨城県教育委員会ホームページ

「いじめ問題への取組」→「いじめ問題について」

「いじめ」を小さい芽の段階で解決できるためには、風通しのよい学校でなくてはなりません。学校と家庭・地域がさらに理解・連携を深めて、小さい芽のうちに解決できる諏訪小学校を目指していきたいと思っております。今後とも、本校の教育活動に対する御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

（一部抜粋）